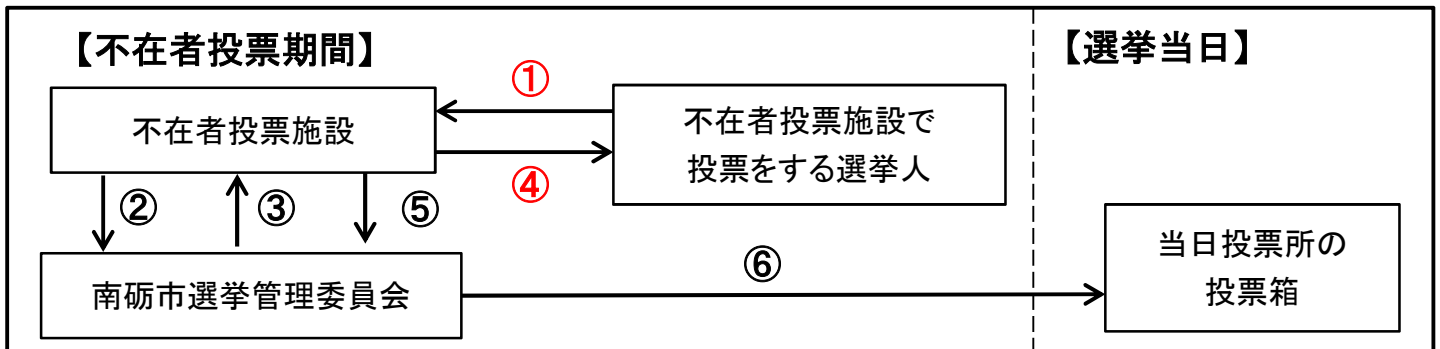


○入院・入所中の病院や施設で投票する場合

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、施設等（以下「不在者投票施設」と表記します。）に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票をすることができます。

【手続の流れ】（概略）

ここでは、不在者投票施設の長が、入所中の選挙人に代わり、不在者投票の請求をする手続の流れを説明します。



【手続の詳細】※上図の番号順に説明します。

選挙人のみなさんにしていただくこと・・・**①及び④の手続**

その他の手続は、南砺市選挙管理委員会及び不在者投票施設が行います。

① 不在者投票をする旨を伝える。

⇒不在者投票施設の事務室などに不在者投票をする旨を伝えてください。

② 不在者投票施設の長が選挙人の代理で、不在者投票の請求を行う。

⇒不在者投票施設の長は、不在者投票をする方を取りまとめ、南砺市選挙管理委員会に不在者投票をする方の一覧を送付し、選挙人に代わって不在者投票の請求をします。

③ 南砺市選挙管理委員会から不在者投票施設の長に投票用紙一式を送付する。

⇒南砺市選挙管理委員会から投票用紙並びに投票用紙を入れる封筒（内封筒及び外封筒）を、不在者投票をする方の一覧に記載がある方の分のみ、不在者投票施設の長に送付します。

④ 不在者投票施設で投票をする。

⇒不在者投票施設で投票します。投票は、不在者管理施設の長等が管理する場所で行います。

⑤ 南砺市選挙管理委員会に投票が送付される。

⇒不在者投票施設から南砺市選挙管理委員会に投票が送付されます。投票は、選挙当日まで投票箱には入れられず、選挙管理委員会で厳重に保管されます。

⑥ 不在者投票を投票箱に入れる。

⇒選挙当日に、南砺市選挙管理委員会が不在者投票を当日投票所の投票箱に入れます。投票箱に入れた時点で、投票が有効になります。

【注意事項】

入院・入所中の病院、施設等で投票する場合における注意点を記載します。よくお読みください。

- ◎ 不在者投票ができる病院、施設等は、都道府県の選挙管理委員会が指定した不在者投票施設に限られます。不在者投票施設以外では、不在者投票を行うことはできませんので、入院（入所）先の病院、施設等が不在者投票施設であるかどうかを確認してください。

- ・南砺市内の不在者投票施設については、南砺市選挙管理委員会にお問い合わせください。（TEL：0763-23-2003）
- ・富山県内の不在者投票施設については、富山県選挙管理委員会にお問い合わせください。（TEL：076-444-3183）
- ・他の都道府県の不在者投票施設については、当該都道府県の選挙管理委員会にお問い合わせください。

- ◎ 不在者投票施設で投票をする方は、必ず、当該不在者投票施設の事務室などに不在者投票をする旨を伝えてください。事務室などに伝えていない場合は、投票用紙一式は交付されません。
- ◎ 不在者投票の投票日を独自に定めている不在者投票施設もありますので、詳細な手続については、入所中の不在者投票施設までお問い合わせください。
- ◎ 不在者投票施設に入院（入所）中の選挙人自らが、南砺市選挙管理委員会に投票用紙を請求することもできます。この場合の手続は、以下のとおりになります。なお、この場合でも、不在者投票施設に指定されていない病院、施設等で投票することはできません。

- ① 不在者投票宣誓書（兼請求書）に不在者投票施設（具体的な名称を記入）で投票する旨を記載し、南砺市選挙管理委員会に提出してください。
↓
- ② 南砺市選挙管理委員会から投票用紙、不在者投票封筒（内封筒及び外封筒）並びに不在者投票証明書の入った封筒を請求者本人宛に送付します。（※病室等で投票用紙にあらかじめ記載したり、不在者投票証明書が入っている封筒を開封した場合は、いかなる事情があろうとも一切投票することはできません。この場合は、再度不在者投票宣誓書（兼請求書）の提出からやり直しになるのでご注意ください。）
↓
- ③ 投票用紙一式を受領後、投票用紙一式をお持ちの上、不在者投票施設内の指定された場所で、投票してください。

- ◎ 選挙当日の投票終了時刻までに南砺市選挙管理委員会に投票が郵送されなかった場合は、投票は無効になります。お早めの手続をお願いします。